

# 産業廃棄物処分業許可証

住所 岡山県倉敷市中央一丁目6番24号  
名称 倉敷企業合資会社  
代表社員 岡本 靖磨呂

NO COPY

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長 伊 東 香 織



許可の年月日 平成26年 6月 9日

許可の有効年月日 平成32年 8月 9日

## 1. 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処理（焼却、固定式破碎、移動式破碎、選別、破碎・圧縮固化）  
最終処分（埋立）

### (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

焼 却：木くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

固定式破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破碎物を除く。）

移動式破碎：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破碎物を除く。）

選 別：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、鉋さい、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破碎物を除く。）

破碎・圧縮固化：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破碎物を除く。）

埋 立：燃え殻、汚泥（無機性汚泥又は建設汚泥に限る。）、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん（これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。）（自動車等破碎物を除く。）

## 2. 事業の用に供するすべての施設

### (1) 施設の種類 焼却施設

設置場所 岡山県倉敷市黒石字大平983番8 他3筆

設置年月日 平成5年6月1日

処理能力 4.6t/日（10時間）

産業廃棄物の種類 木くず

許可年月日 平成10年2月27日（届出・みなし許可）

NO COPY

- (2) 施設の種類 破砕施設(a)  
設置場所 岡山県倉敷市連島町西之浦4566番1 他4筆  
設置年月日 平成5年1月6日  
処理能力 224t/日 (8時間)  
産業廃棄物の種類 ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)、がれき類  
許可年月日 平成13年4月25日 (届出・みなし許可)
- (3) 施設の種類 破砕施設(b)  
設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字前後ノ上3326番2 他1筆  
設置年月日 平成9年3月17日  
処理能力 4.72t/日 (8時間)  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類
- (4) 施設の種類 破砕施設(c) (固定式、移動式併用)  
設置場所 岡山県倉敷市黒石字大平971番13 他3筆  
設置年月日 平成16年3月12日  
処理能力 4.8t/日 (8時間)  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず  
運搬車輛 「岡山11こ2937」及び「岡山100え・406」
- (5) 施設の種類 破砕施設(d)  
設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3737番3 他2筆  
設置年月日 平成16年11月12日  
処理能力 廃プラスチック類 71.73t/日 (8時間)、木くず 112.72t/日 (8時間)  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず  
許可年月日 平成16年8月11日  
許可番号 第(7)-K05号、第(8の2)-K13号
- (6) 施設の種類 破砕施設(e)  
設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字弥高山東疇3765番2  
設置年月日 平成26年5月19日  
処理能力 廃プラスチック類 9.192t/日 (8時間)、木くず 23.472t/日 (8時間)、  
がれき類 9.720t/日 (8時間)  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず  
(がれき類を除く。)及び陶磁器くず (廃石膏ボードに限る。)、がれき類 (廃瓦に限る。)  
許可年月日 平成26年2月17日  
許可番号 第(7)-K15号、第(8の2)-K39号
- (7) 施設の種類 選別施設  
設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字前後ノ上3324番2、3325番2  
設置年月日 平成17年7月1日  
処理能力 廃プラスチック類 256t/日 (8時間)、木くず 400t/日 (8時間)  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、ゴムくず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、  
ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。)・陶磁器くず、鉋さい、がれき類
- (8) 施設の種類 破砕・圧縮固化施設  
設置場所 岡山県倉敷市玉島服部字弥高3737番3 他2筆  
設置年月日 平成17年12月10日  
処理能力 廃プラスチック類 18.5t/日 (10時間)、木くず 29.1t/日 (10時間)

NO COPY

NO COPY

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	
許可年月日	平成17年7月27日	
許可番号	第(7)-K09号、第(8の2)-K19号	
(9) 施設の種類	安定型最終処分場(a)	
設置場所	岡山県倉敷市連島町西之浦4566番1 他3筆	
設置年月日	平成4年12月3日	
処理能力	埋立面積 2,055㎡ 埋立容量 10,031㎥	
産業廃棄物の種類	がれき類	
(10) 施設の種類	安定型最終処分場(b)	
設置場所	岡山県倉敷市玉島服部字前後ノ上3318番2 他11筆	
設置年月日	平成7年3月31日	
処理能力	埋立面積 54,232㎡ 埋立容量 513,348㎥	
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類	
許可年月日	平成6年8月17日	
許可番号	第3-(14)-1号	
(11) 施設の種類	管理型最終処分場	
設置場所	岡山県倉敷市玉島服部字前後ノ上3322番2 他5筆	
設置年月日	平成9年12月26日	
処理能力	埋立面積 7,781㎡ 埋立容量 36,715㎥	
産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥(無機性汚泥又は建設汚泥に限る。)廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん	
許可年月日	平成8年9月19日	
許可番号	第3-(14ハ)-1号	

NO COPY

NO COPY

### 3. 許可の条件

- (1) 有害な産業廃棄物を除く。
- (2) 移動式破碎を行う場所は、当該産業廃棄物の排出事業所内に限る。
- (3) 処理施設の設置場所及び用地面積

ア	焼却施設	設置場所	倉敷市黒石字大平983番8 他3筆	用地面積	2,322㎡
イ	破碎施設(a)	設置場所	倉敷市連島町西之浦4566番1 他4筆	用地面積	890㎡
ウ	破碎施設(b)	設置場所	倉敷市玉島服部字前後ノ上3326番2 他1筆	用地面積	1,386㎡
エ	破碎施設(c)	設置場所	倉敷市黒石字大平971番13 他3筆 (固定式、移動式併用)	用地面積	734.66㎡
オ	破碎施設(d)	設置場所	倉敷市玉島服部字弥高3737番3 他2筆	用地面積	3,349㎡
カ	破碎施設(e)	設置場所	倉敷市玉島服部字弥高山東疇3765番2	用地面積	1,575㎡
キ	選別施設	設置場所	倉敷市玉島服部字前後ノ上3324番2、3325番2	用地面積	2,646㎡
ク	破碎・圧縮固化施設	設置場所	倉敷市玉島服部字弥高3737番3 他2筆	用地面積	3,349㎡
ケ	安定型最終処分場(a)	設置場所	倉敷市連島町西之浦4566番1 他3筆	埋立面積	2,055㎡
コ	安定型最終処分場(b)	設置場所	倉敷市玉島服部字前後ノ上3318番2 他7筆	埋立面積	54,232㎡
サ	管理型最終処分場	設置場所	倉敷市玉島服部字前後ノ上3322番2 他5筆	埋立面積	7,781㎡

(4) 処分を行う産業廃棄物の種類

- ア 破砕施設(a) ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)、がれき類に限る。
- イ 破砕施設(b) 廃プラスチック類、木くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類に限る。
- ウ 破砕施設(c)、(d) 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくずに限る。
- エ 破砕施設(e) 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)、がれき類(廃瓦に限る。)に限る。
- オ 安定型最終処分場(a) がれき類に限る。
- カ 安定型最終処分場(b) 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず、がれき類に限る。

NO COPY

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成 5年 4月 23日 変更許可(中間処理及び最終処分の追加)
- 平成 5年 8月 10日 更新許可
- 平成 5年 10月 20日 変更許可(中間処理の追加)
- 平成 7年 4月 6日 変更許可(最終処分の追加)
- 平成 9年 6月 24日 変更許可(中間処理の追加)
- 平成 10年 1月 13日 変更許可(最終処分の追加)
- 平成 10年 8月 10日 更新許可
- 平成 14年 12月 10日 変更届に伴う許可証の書換え(許可の条件の変更)
- 平成 15年 8月 10日 更新許可
- 平成 16年 5月 17日 変更許可(中間処理の追加)
- 平成 16年 12月 28日 変更許可(中間処理の追加)
- 平成 17年 7月 29日 変更許可(中間処理の追加)
- 平成 17年 12月 22日 変更許可(中間処理の追加)
- 平成 20年 8月 10日 更新許可
- 平成 25年 8月 10日 更新許可(優良認定)
- 平成 26年 1月 24日 変更許可(擁壁の設置及び埋立面積の増加)
- 平成 26年 6月 9日 変更許可(中間処理施設の追加による許可の条件の変更)

5. 規則第10条の9第3項の規定により準用する規則第10条の4第5項による許可証の提出の有無  
無